

# 令和4年第19回教育委員会議事録

令和4年11月24日（木）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 令和4年11月24日（木）午前9時00分～午前9時41分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 久保田 福美

委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃  
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 村野 貴弘 学務課長 松下 美穂子  
学校ICT担当課長

学校支援課長 宮崎 敬司 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター 佐藤 正明  
所 長

事務局職員 法規担当係長 岩田 晃司 担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第69号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第70号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）
- 議案第71号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 令和4年度「杉並区中学生海外留学事業（第10期）」の実施報告について

## 目次

### 議案

- 議案第69号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . . 12
- 議案第70号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . . 14
- 議案第71号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . . 15

### 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について . . . . . 4
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について . . . . . 5
- (3) 令和4年度「杉並区中学生海外留学事業(第10期)」  
の実施報告について . . . . . 6

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから、令和4年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、對馬委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議題に入りますが、議案第69号から71号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。従いまして、議案第69号から71号の審議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それではまず報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます「学校運営協議会委員の任命について」ご報告いたします。

今回任命されますのは、小学校2校2名となっております。

各委員の区分・委員経験等は記載のとおりです。

任期は、令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間となります。私からの報告は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 各学校のCSも、コロナ禍でありながらも、現在、いろいろな取組、活動が戻りつつあるということを伺っており、大変嬉しく思っております。そんな中で先月CSの会長等との情報交換というか、集まりが

あったというように聞いていますが、その時の何か様子というかがわかりましたら、少し教えていただければと思います。

**学校支援課長** ありがとうございます。

会長の皆様にお集まりいただいて、前段で教育長からお話しいただいた後に、グループワーク形式でそれぞれ地区ごとに分かれて懇談を行いました。

参加された方からも、隣の地区の方々と会う機会が意外となくて、こういう機会があって大変助かりましたと。また、自主的にそういう場を持っていきたいというお話もいただいたところでございます。

**久保田委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和4年10月の「教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

10月分の合計は全体で16件でございました。

定例、新規の内訳は、定例が16件、新規は0件でございます。共催、後援の内訳は、共催が3件、後援は13件となっております。

私からのご報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** いくつかお伺いしたいのですが、学校支援課の5ページの「NPO法人冒険あそびの会」、代表の鎌田さんもよく存じ上げているのですが、これは、講演会の形という解釈でよろしいでしょうか。

**学校支援課長** はい、ありがとうございます。

今回の内容につきましては、講義とグループワークという形で地域区民センターの方で行うような形になっています。

**伊井委員** 家庭教育講座だから対象は大人の方ですか。

**学校支援課長** 基本的には大人の方になります。子育て中の方、子育て支援に関わっている方ということで、募集をしているところです。

**伊井委員** こういう場で、子育てとか一緒に考えるというところがすごく

いいかなと思うので、たくさんの方にご参加いただけるといいなと思います。ありがとうございます。

それから、6ページの3番「学力アップのための視覚認知トレーニング」、親子セミナーなので、親子でご参加いただくような形のものだと思うんですが、場所は杉並公会堂と渋谷区の文化センターになっているんですけど、こういった会場でも後援を認めるという形をとっていらっしゃいますか。

**済美教育センター所長** そうですね。これもこれまでも実施してきているものでございまして、杉並区のお子さん達、保護者の方々も参加しているということで後援させていただいております。

**伊井委員** 期間について、3月9日から3月27日ってことは、この中で何回か開催されるということですか。

**済美教育センター所長** はい。そのとおりでございます。

**伊井委員** ありがとうございます。

**折井委員** 同じく6ページの2番の「チャイルドラインすぎなみ」というのは、これは電話による相談会ということなんですか。

**済美教育センター所長** これは18歳までの児童生徒を対象にして、電話を開設し、ボランティアのスタッフで様々な子ども達の悩みを聞いて、解決しているというか、相談に乗ってあげるというそんなシステムでございいます。

**折井委員** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番「令和4年度『杉並区中学生海外留学事業（第10期）』の実施報告について」、済美教育センター所長からご説明いたします。

**済美教育センター所長** 私からは「令和4年度『杉並区中学生海外留学事業（第10期）』の実施報告」をさせていただきます。

この事業でございいますが、次世代育成基金活用事業として、「現地校での授業体験、課題解決学習、ホストファミリーとの交流などの体験活動を通して、グローバル社会の中でたくましく生きるために、豊かな人間性や国際感覚、英語によるコミュニケーション能力など、必要な資質

能力の形成を目指す」ことを目的として、オーストラリア連邦のウィロビー市を中心に実施をしております。

これまで6月に結団式を行いまして、5回の事前学習を経て、8月12日から21日までの10日間、派遣をして参りました。

この事業でございますが、令和2年度、3年度はコロナの影響で中止をいたしました。今回派遣の人数を28名に増やして実施をいたしました。

ただ今年もコロナ禍ということで、感染状況や海外渡航状況をしっかりと見極めた上で、対策と危機管理を徹底して実施をしてきたところです。

派遣期間中の主な内容としては、記載のとおりでございますが、今年度はウィロビー市から車で30分程度のところにあります、セントレオズカトリックカレッジというところを会場に、現地校体験を実施いたしました。また、周辺で7日間にわたるホームステイ、また生徒は自分のテーマに基づいて文献調査、インタビュー、また、グループ調査、個人研究等を行って参りました。

この派遣期間中に、在シドニー日本国総領事訪問や、ウィロビー市長の表敬訪問等も行ってきたところです。

そして先日、11月19日の土曜日に、久我山会館にて、成果報告会を行いました。それまで事後学習会3回を経て、この成果報告会に臨んだところでございますが、生徒達は様々なテーマで自分達を感じたこと、考えたことを発表いたしました。一例としては、日本のスーパーは随分過重包装だというような、そんな感想を持った子ども達もいたり、あとオーストラリアでは意識してオーガニック製品を買う、そんな家庭が60%もいて、環境問題の意識が高いのではないかなど。また、オーストラリアと日本の中学校の授業の違いを調べて、日本は先生から子ども達への投げかけが随分多い。逆にオーストラリアの方は、生徒から先生、また生徒同士のコミュニケーションの時間も随分あるということ。授業の時間を録音して調べたという、そんな子ども達もいました。

このように、子ども達はそれぞれのいいところを取り入れて、日本をもっともっと良くしたい、そんな思いをもって、報告会を終えました。

以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。



**久保田委員** 先週の成果報告会、参加いたしました。ありがとうございました。

もう発表を聞いていて、見ていて、本当に生徒の皆さんの自信あふれた、自信をもった態度とか、あるいは発表内容とか本当に素晴らしいなと思いました。

やはり今回の海外留学を通して成長した姿というのがはっきりと見ることができまして、本当に嬉しく思いました。やはりこれだけ素晴らしい発表ができたというのは、そこに至るまでの素晴らしい体験があった、関わりがあったということなんだなというふうに思いました。

やはり良い風景とか、良い体験が人を育てるということで、今回の海外派遣についても、まさにそのような貴重な、充実したものであったんだということがよく分かりました。

派遣された生徒同士の繋がりというか、絆も深まったようですし、そういうことも含めてこのような体験交流、これからも引き続きやっていけたらいいなと改めて強く思った次第です。

この海外派遣に限らず、ほかの交流事業も続いていますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

改めて済美教育センターの皆さん、スタッフの皆さん、関係の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

**済美教育センター所長** 10日間の派遣の日数、ほんのわずかな時間だったんですけども、それを経て子ども達は本当に大きく成長したと私達も感じています。

派遣後も交流した現地学校の生徒とインターネットを通してやりとりをする、そんなことも続いていますし、派遣生同士の今後の関わりをまた続けたい、そんな思いも強くして、報告会を終えたところでございます。ありがとうございました。

**伊井委員** 私も先だっの土曜に成果報告会に出席させていただきました。

本当に自分達で運営しているなという印象を強く受けました。発表1つ1つを伺っても、個人発表、グループがありましたけれども、それぞれに特徴があって、誰かに言われたからやっているとか、そういうことではなくて、自ら疑問に思ったことを解決していこうというもの、課題として解決したい、考えようとしている姿勢がすごく伺えて、本当に発

表の姿も、こちらのほうが学ぶようなこともいっぱいありました。

あと、保護者の方とか、いろんな方、校長先生もいらしてたんですけども、中休みの時に、現地での様子を映像で流していただけたんですね。到着したところから、それぞれのホストファミリーと会い、分かれていく姿とか、現地での生徒さんとのやり取り、関わり、交流をあんなに具体的にイメージできたことがなかったの、送り出した保護者の方々も、成長した姿も見たけれども、具体的にこういうことを経験して、こういう時間を過ごしたんだなということが分かって、とても良かったのではないかなと思います。

家に帰られてから、あんなことやってたんだねということで、家族で話が膨らんだのではないかなと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、現地で英語で質問するというのは勇気もいることだし、自分の殻を破るっていうか、そういう経験にもなったと思いますし、あの時の時間を一緒にした方々っていうのは本当にかげがえのない、友人関係にもなっていくのかなと、とても楽しみな気がします。

今後の活躍をすごく祈る気持ちもありますし、その活躍の中で、あの時の皆とずっと繋がれたらいいな、そういう友人関係があるっていうのは本当にありがたいことなんだなと思いました。

オンラインでまたそういうふうに繋がっているってことを伺うと、本当に国際的で、グローバルな面と、国内ではそうやって自分自身を見つめ直す機会もしっかりあって、すごくいいなと思います。

本当に子ども達の成長を見せていただいた会でした。本当にご尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

**済美教育センター所長** 本当に子ども達、これまでコロナ禍の中で、なかなか関わる事とか、誰かと触れ合うことって限られていたと思うんですけど、でも海外に行って、ほんの短い時間だったかもしれないですけど、いろんな方々と関わって、また初めて海外に行ったという子達も随分多くて、そこで感じたことというのは本当にある意味ショッキングだったと思うんですね。そういったことを自分の言葉でしっかりと伝えるというのが、今回のプレゼンテーションの目的で、1人ずつだとわずか1、2分の、そのぐらいの時間だったんですけども、そういった思いを伝えることができたかなと思いますし、今回感じたことがこの後の子ども達

の生き方というか、将来にも繋がるようなそんな経験になったかなというふうに私達も改めて感じたところです。

ありがとうございました。

**折井委員** 常々、こういった派遣の際には、自分が経験したことを自分の経験だけに留めないで、広く学校の友達だとかに、情報共有というんでしょうか、広げて行ってほしい。そういうふうにはずっと考えてきました。

1番代表的なので言うとしたら、校内での発表ということになるのかと思うんですけれども、実は数週間前に、中学生の英語のスピーチコンテストがあったんです。そこで私は審査員を、十何人かいたと思うんですが、してきたんですけれども、その中で複数オーストラリアでの経験について発表してくれる子ども達がありました。1人のお子さんは向こうと日本の公共交通機関の違いについて、きれいな写真を使ったパワーポイントを使いながら、本当に生き生きと発表してくれたんです。スピーチですので、今後もそういう視覚的なものを入れていいということにするのか、今後はダメにするのか、ちょっと私には分からないんですけれども、いずれにしても、そのやはり自分が経験したことを、今回以上にもっといろんなところに広げるといようなことが、こういう英語のスピーチコンテストでもあるんだなというふうに感心をしながら聞いていました。

今回10期になって、もう10年続いていると思うと、本当に続けることって難しいというふうに思います。派遣先の学校の受け入れや、支えるセンター側の人材も今後おそらくずっと同じという訳にはいかないかというふうに思いますので、実はここからが正念場なのかなというふうに思います。

色々な知識を総動員して、この10年が20年、30年と続いていってくれることを心から願っています。

以上になります。

**済美教育センター所長** 広く伝えるという点では、早速今週、学校で発表します、なんていう子がいました。学校での発表だけではなくて、様々な場面で子ども達は伝えていきたいという話をしていました。

先ほどのプレゼンテーションの、英語のスピーチもそうですし、もしかしたら何かのイベントに参加した時に、今回の経験をもとに語られる、そんな場面も出てくるかなというふうに思っています。更には来年度、

次年度につなげるという意味では、今回派遣された子ども達が、来年度の事前学習とか、そういったところで次世代に伝えていく。そういった機会も作っていますので、是非、様々な場面で子ども達が自分達の感じたことを伝えていってほしいなというふうに思っております。

**教育長** 本当にご苦労様でした、という言葉が1番なんですけども、私も実はウイロビーに随行させていただきました。

今回、10期なんだけど、実は10回は行ってないんですね。昨年は応募までかけたけど、行けなかった。一昨年は全く行けなかった。これは国の判断で、海外旅行できなかつたというのでやむを得ないけど、結局3年ぶりの実施となりました。今は皆さんから色々子ども達の成長の話があって、子ども達は海外に行けば異文化に触れて、これは素晴らしい体験なので、成長するというのは間違いありません。一方、事務局側の立場で話してしまうと、3年ぶりの実施っていわゆるノウハウがないんですよ。それがすごく大変だっただろうなって。私も3年ぶりに行きましたけど、もう向こうの街も変わっちゃっているし、今回は総領事も替わり、校長先生が替わり、市長が替わりっていう人材のネットワークも全部替わっているっていう。本当に最初と同じような状況で、所管が苦労しながら、あとはコロナ禍でいろいろな対応をしながらやっていただいて、実施ができたというのは本当に素晴らしかった。この前の成果発表会でも言っていましたけど、向こうの領事館に行って、総領事が「本当によく来てくれました」と。コロナ禍の中で、なかなか来てくれるところがなかったわけです、話しを伺うと。「来てくれて、ありがとうございます」って本当に満面の笑顔で迎えてくれたのをすごく覚えてます。苦労してやって良かったなって。そして子どものこの前の成果発表の姿を見ると、素晴らしい成果を一人ひとりが持ち帰ることができたことがわかり、本当に良かったなと思います。

さっき所長から「次世代に繋げていく」という話があったけど、これまでに何期も先輩達がいるわけで、1番最初の子ども達はもうたぶん大学を卒業するぐらいじゃないかと思うんです。これはウイロビーだけでなく、小笠原にしたって、台湾の野球にしたって、小学生の名寄はちょっと年齢は下ですけども、すばらしい体験をした子ども達が次世代に繋いでいく、まさに学んだことを還元していく、そういうシステムを作って、回していく。そして子ども達が10年後、20年後、今度は次世代を

支える役になってくれるといいなというふうに期待しているところです。

本当にご苦労様でした。感想です。

**済美教育センター所長** この事業の価値というのは、言うまでもないんですけども、持続可能な事業にしていくために、まず事務局で今年度実施したノウハウをきちんと蓄積して、次につなげていくということがまず重要かなというふうに思っております。

更に今回、参加した子ども達と同窓会組織を作りましたので、そこでまた関わりを繋げていくというようなこともしっかりと進めて、この事業の価値を引き続き持続可能なものにしていければと思っております。以上です。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらお願いいたします。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催予定についてですが、12月14日水曜日、午後2時から定例会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第69号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは私から説明させていただきます。

本年10月11日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対しまして、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を896円、率で0.24%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.55月とした上で、この支給月数の引き上げ分を勤勉手当に割り振るものであります。

また、期末手当については、令和5年度以降、3月に支給しないこととするものでございました。

区では、こうした状況を踏まえて、本年10月31日に区長等の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等につきまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同年11月18日に答申がなされました。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については、職員の給料月額の改定が初任給及び若年層に限定されていることから改定は行わず、期末手当の支給月数を0.1月引き上げることが妥当である、とするものでございました。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することといたしました。

このことに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、関連する4件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、8条建てとしてございます。

そのうち、第5条及び第6条は、教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与等に関する条例の一部改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付しております、資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。

教育長の期末手当の支給月数につきまして、令和4年度においては0.1月引上げ、年間の支給月数を4.03月とし、令和5年度においては3月に期末手当を支給しないこととすることから、6月期と12月期に支給月数を割り振るものでございます。

最後に、施行期日等でございます。

第5条による改正は公布の日から施行することとし、改正後の期末手当の支給月数の引上げは令和4年12月1日から適用するものでございます。

また、第6条による改正は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第69号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませんので、議案第69号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第2、議案第70号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

議案第69号でご説明したとおり、特別区人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」は、職員の給料表を改定するとともに、特別給については年間の支給月数を0.1月引上げ、4.55月とした上で、この支給月数の引上げ分は勤勉手当に割り振ることとするものでございました。

また、期末手当については、令和5年度以降、3月に支給しないこととするものでございました。

特別区におきましては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、条例案を提出することとなったものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付しております、資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、給料表でございますが、公民較差896円、率で0.24%を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当でございますが、令和4年度の職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.55月とするほか、令和5年度からは3月の期末手当を支給しないこととし、その支給月数を6月と12月に割り振るものでございます。

最後に、施行期日等でございます。第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 若年層ってあるんですけども、例えばどこか年齢で切っているのか、号給で切っているか、若年層と若年層じゃない人の境目はどんなふうになるのでしょうか。

**庶務課長** はい、年齢ではなく、号級で決まっております。対象になっているのは、今回、幼稚園教諭の1級職でいうと第56号級まで。2級職、2級職は主任教諭ですけど、44号級までの方が上がる、それ以上の方は変わらないという形でございます。

**教育長** その人達は合計何人ぐらいいるかわかりますか。

**庶務課長** 対象ですが、臨時的任用職員も含めて今39名いますが、対象となる方は24名でございます。幼稚園ですね。勤勉手当の方は全員が対象になります。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第70号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第70号につきましては原案のとおり可決をいたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第3、議案第71号「杉並区学校教育職員の給



与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

引き続き私からご説明いたします。

議案第70号でご説明したとおり、特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、職員の勤勉手当を引き上げるとともに、期末手当については、令和5年度以降、3月に支給しないこととするものでございました。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところでございます。

東京都の教育職員の給与につきまして、本年10月12日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、職員の給与が民間従業員の給与を828円、率で0.20%下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定することとするものでございました。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとしてございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付しております、資料2「給与改定の概要」をご覧ください。給料表につきましては、東京都の教育職員と同様に、公民較差828円、率で0.20%を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当につきましては、幼稚園教育職員の改正内容と同様としてございます。

施行期日等につきましても、幼稚園教育職員のものと同様としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

**教育長** これは区費教員の話ですね。こちらも若年層というところの境と人数がどれくらいいるのか、もしわかれば教えていただけますか

**庶務課長** 先ほど同じように年齢ではなく号級で定めているところがございます。1級職は70号級まで、2級職は56号級まで、3級職は39号級まで、4級職は32号級まで、5級職は9号級までとなっております。

対象につきましては、臨時的任用職員を含めまして69名いますけれども、このうちの対象となる方は7名でございます。

**庶務課長** ほかに意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。

議案第71号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませんので、議案第71号につきましては原案のとおり可決をいたします。

それでは以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。